

# 水道局だより

平成26年3月16日発行

平成26年第1号

水道局

☎237-5811 FAX 237-1210

## ▶ 水道の使用開始・中止の届け出は 津市水道サービスセンターへ

水道局では経営の効率化を図るため、一部の窓口業務を民間業者に委託した津市水道サービスセンターを開設しています。引っ越しなどで水道の使用開始や中止をする場合は、電話またはファクス、津市ホームページからの電子申請で市水道サービスセンターへ届け出てください。

### 水道の使用を開始するときは

新たに水道を使用するときは、届け出が必要です。入居時に水道が使用できても、新しく使用する人を届け出てください。前の使用者に替わって引き続き水道を使用する場合も届け出が必要です。

### 水道の使用を中止するときは

使用を中止するときも、使用開始と同様に届け出が必要です。届け出がないと、引き続き水道料金が請求されます。

### 受け付け

月～金曜日の8時30分～17時15分(土・日曜日、祝・休日を除く) ※引っ越しの2～3日前までに届け出てください。土・日曜日、祝・休日は、使用開始・中止の受け付けや作業を行っていません。

### 手続きに必要なもの

- 水栓番号
- 使用者氏名
- 住所(水道の使用場所)
- 料金の精算方法(中止のとき)
- 転居先の住所(中止のとき)

※水栓番号は、「ご使用水量のお知らせ」などに記載されています。

## ▶ 水道料金・下水道使用料の 支払いには便利な口座振替を

### 申し込み

取扱金融機関または郵便局へ預金通帳、印鑑(金融機関届出印)、納入通知書やご使用水量のお知らせなど水栓番号が分かるものを持参の上、申し込んでください。

### 問い合わせ

津市水道サービスセンター(水道局庁舎1階)

☎237-5821 FAX 239-0512

業務運営会社 株式会社ジェネッツ中部支店

## ▶ スムーズな検針にご協力を

水道メーターの検針が効率よくできるように、ご協力をお願いします。

- 水道のメーターボックスの上やその付近に、物を置かない
- 飼い犬は、水道メーターボックスから離れた場所につなぐ
- 建物の増改築などで、水道メーターボックスが床下や屋内になる場合は、検針のしやすい場所へ移動する

## ▶ 悪質な業者にご注意を

水道局職員や委託業者を装い、浄水器の購入や水道管の洗浄を勧める訪問販売が増えています。また、水道メーターの交換を装って料金を請求するなど、より悪質なケースも発生しています。トラブルに巻き込まれないよう十分注意し、不審な点があればお問い合わせください。

- 皆さんからの依頼がない限り、突然訪問して水質検査をすることはありません。
- 浄水器の販売やあっせんは行っていません。
- 水道管の洗浄の委託はしていません。道路などの漏水調査を委託する場合は、事前に該当地区の皆さんにお知らせし、料金を請求することはありません。
- 水道メーターの交換は無料です。水道メーターは耐用年数に到達するまでに、水道局が委託した業者が地区ごとに交換します。対象者には、前もって検針時にお知らせします。



### 問い合わせ

#### 水質検査について

浄水課水質管理担当 ☎237-5850

#### 水道管の漏水調査などについて

工務課調査・維持担当 ☎237-5814

#### 水道メーターの交換について

営業課給水・計量担当 ☎237-5807

#### 商品の購入に関するトラブルについて

津市消費生活センター ☎229-3313